

千葉県バス対策地域協議会運営要領

1 目的

千葉県バス対策地域協議会（以下「協議会」という。）を円滑に運営するため、その運営要領を定める。

2 協議会

(1) 協議会は、毎年度6月末までに定例会議を開催する。

(2) 定例会議では、次に掲げる事項について協議する。

① 協議会運営の基本方針

② 地域公共交通確保維持改善事業費補助金及び千葉県バス運行対策費補助金に係る対象の選定及び計画

③ 協議路線及び協議担当分科会等の決定の報告

④ 前年度の協議結果の報告

⑤ その他、必要と認められる事項

(3) 協議会は、協議が必要と認められる事項が生じた場合、臨時に開催することができる。

3 幹事会

(1) 幹事長は、協議会の円滑な運営を図るため、幹事長が必要と認めるとき、幹事会を開催する。

(2) 幹事会では、次に掲げる事項について協議する。

① 協議会運営の基本方針

② 生活交通の維持・確保に関する方策を協議する上で必要と認められる事項

③ その他、必要と認められる事項

4 協議の申出

(1) バス事業者等は、下記ア～エの事項に該当する場合は、別記第1号の1様式又は第1号の2様式又は第1号の3様式により協議会へ協議を申し出るものとする。

ア 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金、車両減価償却費等国庫補助金及び千葉県バス運行対策費補助金を受けて、県内のバス路線の運行を維持しようとする場合（別記第1号の1様式）

イ 国の補助を受けてバリアフリー化設備等整備事業又は利用環境改善促進等事業（以下、「バリアフリー化設備等整備事業等」という。）を行うため、生活交通改善事業計画の作成が必要な場合（別記第1号の2様式又は第1号

の3様式)

ウ 路線を休止又は廃止しようとする場合（別記第1号の1様式）

エ その他、路線の休止又は廃止を伴わない運行系統の廃止や大幅な減便により利用者の利便に著しい障害が生じる場合等、特に協議の必要がある場合（別記第1号の1様式）

(2) バス事業者等は、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び千葉県バス運行対策費補助金に係る協議の申出を行う場合は、補助金を受けたい会計年度の前々年度の10月末日までに、車両減価償却費補助金に係る協議の申出を行う場合は、補助金を受けたい会計年度の前々年度の1月末日までに、バリアフリー化設備等整備事業等に係る協議の申出を行う場合は、補助金を受けたい会計年度の前年度の1月末日までに、協議の申出を行うものとする。

ただし、バリアフリー化設備等整備事業等について国が補助金の追加募集を行う場合には、この限りでない。

(3) バス事業者は、(1)ウに係る協議の申出を行う場合は、関係市町村と十分に協議のうえ、道路運送法第15条の2による休廃止予定日の6月前までの届出に先立って協議の申出を行うものとする。

(4) バス事業者等が、既に協議会に協議を申し出ている路線について、従前の協議を取り下げることなく新たに協議の申出を行った場合、従前の協議は取り下げられたものとみなす。

(5) 市町村は、(1)のバス事業者等の申出以外に、特に必要がある場合には、同様に協議を申し出ることができる。

(6) 協議会（事務局）は、(1)ア、ウ及びエの申出を受理したときは、速やかにその内容を国土交通省関東運輸局千葉運輸支局（以下、千葉運輸支局という。）、千葉県バス協会、関係地域振興事務所及び関係市町村へ連絡する。

(7) (6)の連絡を受けた市町村は、当該路線に係る運行の具体策の検討等、分科会での協議に向けて準備を進める。

(8) 協議会（事務局）は、千葉運輸支局と連携し、(1)アに係る協議申出のあった路線について地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び千葉県バス運行対策費補助金の対象になるか否かを確認するとともに、協議申出のあった路線について必要に応じてバス事業者等へのヒアリングを実施し、事業者の意向、路線の状況等必要な事項を確認する。

(9) 協議会の会長は、(8)の確認結果等に基づき、協議が必要と認められる場合は、別表「協議担当決定基準」による協議担当分科会等の決定を行う。

(10) 協議会（事務局）は、(9)の内容を別記第2号の1様式により担当分科会へ連絡する。協議が必要と認められない場合は、理由を付記したうえで別記第2号の2様式により申出を行った者及び(6)で連絡した関係者に通知する。

5 情報提供

- (1) バス事業者は、4 (1) ウ及びエの事項（路線の休廃止等）に該当する場合は、それぞれの事項の予定日の一年以上前までに、関係市町村に情報提供を行う。
- (2) (1) により情報提供を受けた市町村は、必要に応じて、バス事業者と路線の休廃止等について協議を行った上、生活交通の維持・確保に関する方策の検討を行う。

6 協議の継続・変更・終了

- (1) 4 (1) アに係る協議については、毎年度協議会へ協議を申し出ることなく、継続するものとする。なお、車両減価償却費等国庫補助金の協議の継続期間は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表 1 1 のイに規定する耐用年数を満了するまでの間とする。
- (2) (1) の継続協議の路線の運行回数・運行日、運行経路の一部等を変更しようとする場合は、バス事業者は各担当分科会へ変更予定日の4ヶ月前の応当日以前に協議の申出を行うものとし、その写しを協議会（事務局）へ送付する。ただし、1 1 (1) ①に該当する軽微な変更は変更予定日の3カ月前の応当日以前に協議の申出を行うものとする。（別記第1号の4様式）
- (3) バリアフリー化設備等整備事業等に係る協議について、提出後に申出内容の変更が生じたときは、速やかに協議申出書を再提出するものとする。
- (4) 分科会において協議を行った結果、当該路線に係る方針が決定せず協議不調となった場合は協議を終了するものとする。
- (5) (4) については、道路運送法第15条の2による路線の休廃止は妨げない。

7 分科会ワーキンググループ

- (1) 4 (1 0) または6 (2) の連絡を受けた分科会（事務局）は、次に掲げる事項について別記第3号様式により関係市町村へ期日を定めて照会する。
 - ① 協議申出内容に対する意見
 - ② 運行の具体策
 - ア 運行形態（路線バス、その他代替手段等）
 - イ サービス水準（運行ルート、運行回数、運行時刻等）
 - ウ サービス提供主体（バス事業者等、市町村直営、運行委託等）
 - エ 行政による支援策（補助、利用促進策、コミュニティバス等の調整等）
- (2) 照会を受けた市町村は、1 0に留意の上検討し、協議申出内容に対する意見、運行の具体策（案）を別記第4号の1様式又は別記第4号の2様式により分科会（事務局）へ回答する。

なお、運行の具体策（案）の作成が期日までに困難な場合には、複数（案）やその時点までの検討内容でも可とする。
- (3) 分科会（事務局）は、市町村の検討状況を確認し、協議申出内容に対する意見及び運行の具体策（案）を別記第5号様式により整理し、分科会ワーキンググル

ープ（以下「WG」という。）を開催する。

ただし、11（1）に該当する場合は、この限りでない。

分科会WGは、分科会委員が所属する団体の職員等をもって構成する。ただし、分科会長は必要に応じて構成員以外の者を分科会WGに出席させることができる。

（4）分科会WGでは、次に掲げる事項について協議する。

なお、分科会WGについては、必要に応じ複数回開催するものとする。

① 当該路線の生活路線としての存続意向の確認

② 運行の具体策（4（1）ウ又はエに係る協議に限る）

ア 運行形態（路線バス、その他代替手段等）

イ サービス水準（運行ルート、運行回数、運行時刻等）

ウ サービス提供主体（バス事業者等、市町村直営、運行委託等）

エ 行政による支援策（補助、利用促進策、コミュニティバス等の調整等）

③ 地域間幹線系統確保維持計画（4（1）ア又は6（2）に係る協議に限る）

（5）6（1）により協議が継続している場合、4（10）の連絡を受ける以前、又は（2）の市町村の回答以前であっても、分科会（事務局）は、必要に応じ分科会WGを開催することができる。

8 分科会

（1）分科会（事務局）は、分科会WGでの協議内容について別記第6号様式により整理し、分科会を開催する。

（2）分科会では、次に掲げる事項について協議し、協議結果を取りまとめる。

① バス事業者等からの路線の現況報告（輸送量、運行状況、収支等）

② 当該路線の生活交通としての存続意向の確認

③ 運行の具体策

ア 運行形態（路線バス、その他代替手段等）

イ サービス水準（運行ルート、運行回数、運行時刻等）

ウ サービス提供主体（バス事業者等、市町村直営、運行委託等）

エ 行政による支援策（補助、利用促進策、コミュニティバス等の調整等）

4（1）ア又は6（2）に係る協議の場合は、地域間幹線系統確保維持計画（原案）を取りまとめる。

（3）分科会では、（2）②において関係する市町村の全てが路線の休止又は廃止により多少の利便性は損なわれるものの、生活路線として不可欠と判断しない場合（休止又は廃止後の対応を必要としない場合）には、当該路線について協議を終了することができる。

（4）市町村は、関係市町村間の相互調整を行うなど合意形成に努める。

（5）分科会（事務局）は、分科会終了後速やかに別記第7号様式協議結果総括表を作成し、関係分科会委員へ送付する。地域間幹線系統確保維持計画（原案）を作

成した場合も同様に送付する。

- (6) 地域間幹線系統確保維持計画（原案）を作成した場合、分科会（事務局）、関係地域振興事務所、関係市町村、千葉運輸支局及び協議会（事務局）は、地域間幹線系統確保維持計画（原案）について住民から意見の募集を行う。
- (7) 関係地域振興事務所、関係市町村、千葉運輸支局、協議会（事務局）は、(6)の意見募集の結果、住民の意見等があった場合には、その内容を分科会（事務局）へ報告する。
- (8) 分科会（事務局）は、(6)の意見募集の結果、住民の意見等がなかった場合、地域間幹線系統確保維持計画（原案）を地域間幹線系統確保維持計画として決定する。
- (9) 分科会（事務局）、関係地域振興事務所、関係市町村、千葉運輸支局、協議会（事務局）は、別記第7号様式協議結果総括表により内容を公表する。また、地域間幹線系統確保維持計画を作成した場合も同様に公表する。なお、この公表については、公表のみで意見は求めない。
- (10) (7)の意見募集及び(9)の公表の方法は、掲示のみならず、ホームページや広報紙を活用するなど、広く住民の目に触れるよう工夫する。
- (11) 分科会（事務局）は、(6)により提出された住民の意見等を取りまとめ、関係分科会委員へ通知する。
- (12) 市町村及び関係バス事業者は、この意見等を受けて、地域間幹線系統確保維持計画（原案）を再検討するとともに、修正が必要な場合には修正（案）を作成し、分科会（事務局）へ報告する。
- (13) 全ての関係市町村及び関係バス事業者から、再検討の結果修正の必要がないとの報告があった場合には、分科会（事務局）は、地域間幹線系統確保維持計画（原案）を地域間幹線系統確保維持計画として決定する。

分科会（事務局）、関係地域振興事務所、関係市町村、千葉運輸支局、協議会（事務局）は、(9)同様に別記第7号様式協議結果総括表、地域間幹線系統確保維持計画及び意見募集の結果を公表する。なお、この公表については、公表のみで意見は求めない。

9 計画及び協議結果の修正

- (1) 分科会（事務局）は、関係市町村及び関係バス事業者の再検討状況を確認し、地域間幹線系統確保維持計画（原案）に修正が必要な旨の報告を受けた場合には、その内容を整理し、再度分科会を開催する。

なお、分科会（事務局）は、必要に応じて分科会WGを開催することができる。
- (2) 分科会（事務局）は、地域間幹線系統確保維持計画（最終案）を整理し、分科会で協議したうえで決定する。協議の結果、別記第7号様式協議結果総括表の修正が必要な場合は、修正する。
- (3) 分科会（事務局）は、分科会終了後速やかに地域間幹線系統確保維持計画（最

終案)を、関係分科会委員へ送付する。別記第7号様式協議結果総括表の修正を行った場合は、同様に送付する。

分科会(事務局)、関係地域振興事務所、関係市町村、千葉運輸支局、協議会(事務局)は、(9)同様に別記第7号様式協議結果総括表、地域間幹線系統確保維持計画及び意見募集結果を公表する。なお、この公表については、公表のみで意見は求めない。

10 市町村における運行の具体策の検討

(1) 当該路線を路線バスとして維持すべきかどうかについて、他の代替交通機関の有無、事業の効率性、サービス水準などの点から多角的に検討すること。

なお、平均乗車密度が5人未満の路線にあっては、路線バス以外の方法による生活交通としての確保方策を検討すること。

(2) 路線バスによらないこととした場合には、代替手段(廃止代替バス、コミュニティバス、乗合タクシー、福祉バスやスクールバスの活用等)を検討すること。

(3) 交通手段(運行形態)及び運行ルート、運行回数、運行時刻等のサービス水準については、運行の目的(何のために維持するのか)を明確にし、より効率的、効果的な手段を選択するとともに、その目的に沿う形の適切なサービスとすること。

(4) 必要に応じ、交通手段(運行形態)、財政負担を含め、住民の意見を聴取し、住民の理解を得てサービス水準を決めること。

(5) 毎日の運行にこだわらず、また、デマンド交通なども検討すること。

(6) 運行に供する車両(バス等)は、必要最小限の小型車両を前提として検討すること。

(7) 検討した具体策の実現のため、効果、課題、費用等を整理しておくこと。

(8) 路線バスとして維持する場合や廃止代替バスによる場合には、利用促進のための対策を検討すること。

(9) 検討に当たっては、関係市町村間の相互調整を行うなど、生活交通の維持・確保に関する方策についての合意形成に努めること。

11 軽微な変更に係る協議

(1) 継続路線に係る協議

① 6(2)の協議申出の内容が、次のいずれをも満たす軽微な路線の変更で、関係する市町村の全てが7(2)で特に異論がなければ、当該協議を終了することとし、速やかにその旨を、協議を申し出たバス事業者等へ通知するとともに、関係地域振興事務所、関係市町村、千葉運輸支局、千葉県バス協会及び協議会(事務局)へ連絡する。

ア 各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減

- イ 各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ウ 各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあつてはサービス提供時間）の10%以内の増減
- エ 各補助対象事業者に係る内定額の総額の10%以内の減

② 分科会（事務局）、関係地域振興事務所、関係市町村、千葉運輸支局及び協議会（事務局）は、当該協議結果概要を別記第8号様式で公表する。

なお、この公表については、公表のみで意見は求めない。

(2) ノンステップバス導入における計画変更に係る協議

6(3)の協議申出の内容が、次に掲げる事項については、変更に係る協議会の開催を省略することができる。ただし、計画の策定時に、当該変更が生じた場合には協議会の開催の有無を協議会の会長に一任することについて合意がなされた上でその旨が当該計画に明記され、かつ、現に変更の必要が生じた際に協議会の会長が協議会の開催の省略に支障がないと認めた場合に限る。

- ① 導入台数の削減
- ② 車両サイズの縮小（変更しようとする車両の補助対象経費が当初の車両の補助対象経費を超える場合を除く。）

1.2 施行期日

この要領は、平成14年6月25日から施行する。

この要領は、平成14年7月1日から施行する。

この要領は、平成15年6月20日から施行する。

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成16年6月29日から施行する。

この要領は、平成18年6月19日から施行する。

この要領は、平成20年6月12日から施行する。

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

ただし、市町村が補助を実施するに当たり、協議会の決議を補助要件としている事項については、平成21年度の生活交通維持・確保計画を決定するまで協議対象とする。

この要領は、平成23年6月20日から施行する。

（経過措置）

3(1)の規定にかかわらず、平成24年3月に4(1)①ウ及びエの事項を予定するバス事業者は、平成23年8月に関係市町村に情報提供を行うものとする。

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

この要領は、平成25年1月15日から施行する。ただし、4(2)のただし書きの改正規定は、平成24年12月1日から施行する。

この要領は、平成26年6月17日から施行する。ただし、5(2)の規定は、

変更予定日が平成26年12月1日以後の変更から適用する。

この要領は、平成28年1月27日から施行する。

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

別 表

協 議 担 当 決 定 基 準

- 1 単一の地域振興事務所管内で完結する路線については、当該地域振興事務所を分科会の担当とする。
- 2 複数の地域振興事務所管内を跨る路線については、次に掲げる①を基本として決定する。
ただし、①の利用者が同程度の場合には、②により決定する。
 - ① 路線の利用者（輸送量）が多い市町村を管轄する地域振興事務所
 - ② 路線の延長の占める割合が多い市町村を管轄する地域振興事務所
- 3 2の②により決定しようとする場合であって、協議する路線数について事務処理上バランスを考慮する必要がある場合には、例外的に他の関係地域振興事務所を担当とする場合がある。
- 4 県境を跨る路線については、1から3にかかわらず、千葉分科会を担当とする。